

日本振興銀行の破綻処理 ——預金者保護を中心として——ⁱ

遠藤伸子ⁱⁱ

志賀 勝ⁱⁱⁱ

村松教隆^{iv}

菅野昌彦^v

吉岡あゆみ^{vi}

近内京太^{vii}

今野雅司／増田薫則／亀田純一／佐藤耐治^{viii}

日本振興銀行株式会社(以下「振興銀行」という)は、平成22年9月10日、預金保険法(以下「預保法」という)74条5項に基づき金融庁長官に「その財産をもって債務を完済することができない」旨を申し出、金融庁長官から約1870億円の債務超過等を理由に同法74条1項に定められた業務および財産の管理を命ずる処分(以下「管命処分」という)を受け経営破綻し、同時に、預金保険機構が金融整理管財人に選任された。その後、預金保険機構は金融整理管財人業務を終え、平成24年9月10日、同処分は取り消され、預金保険機構における振興銀行の破綻処理業務は終了した。

昭和46年の預金保険制度発足後における金融機関の破綻は、平成3年から平成20年までの17年間に181件生じたが、いずれも資金援助(預保法59条)のほか、関係者の支援や特別資金援助(預保法附則16条)、金融危機対応措置(預保法102条)の発動等により全負債が保護されてきた。時限措置として行われた預金等の全額保護から定額保護への移行は平成14年4月から段階的に施行され、平成17年4月から現行の制度となっているが、平成22年9月における振興銀行の破綻処理が、預金保険制度発足以降、初めての定額保護によるものとなった¹。

本稿は、定額保護下での預金者保護を中心に、振興銀行で行われた破綻処理を振り返るものである。なお、本稿における意見にわたる部分は、執筆担当者らの個人的見解であり、所属団体である(であった)預金保険機構の見解を述べたものでないことをあらかじめお断りする。

ⁱ 本稿は、『金融法務事情』(2012年11月10日号、11月25日号、12月10日号、12月25日号)掲載の論文を同誌の許可を得て本誌に転載したもの。尚、執筆者の肩書は執筆当時のものである。

ⁱⁱ 東北大学法科大学院教授・前預金保険機構法務統括室室長

ⁱⁱⁱ 東京地方裁判所判事補・元預金保険機構法務統括室室長

^{iv} 預金保険機構法務統括室室長

^v 東京地方裁判所判事補・元預金保険機構法務統括室総括調査役

^{vi} 預金保険機構法務統括室総括調査役

^{vii} 弁護士・元預金保険機構法務統括室総括調査役

^{viii} 預金保険機構法務統括室総括調査役

目次

1 金融機関の破綻処理の概要

- (1) 定額保護における預金保護の原則
- (2) 破綻処理方式と併用する倒産手続の各選択
- (3) 定額保護下において資金援助方式をとった場合の破綻処理の概要

2 振興銀行の破綻処理の概要

- (1) 振興銀行の破綻に至るまでの経緯
- (2) 預金保険機構における検討——破綻処理スキームの選択
- (3) 振興銀行の破綻と初動処理
- (4) 振興銀行の資産査定
- (5) 振興銀行の役員等の解任・選任
- (6) 預金の取扱い
- (7) 預金等債権の買取りの実施
- (8) 相 殺
- (9) 買取りも相殺もしない非付保預金者の権利行使
- (10) 第二 BB への事業譲渡
- (11) 事業譲渡対象資産以外の資産処理(振興銀行の清算)

3 おわりに

1. 金融機関の破綻処理の概要

(1) 定額保護における預金保護の原則

a 預金保険制度の対象

全額保護下においては、破綻した金融機関に対するすべての預金債権が保護されていたが、定額保護下においては、破綻した金融機関に対するすべての債権が保護されることはない。そして、金融機関が顧客に提供する、あらゆるサービスが預金保険制度の対象として保護されるものでもなく、上記サービスのうち「預金等」（預保法2条2項）の中の、①一般預金等²および②決済用預金³が預金保険制度の保護の対象となる^{4、5}。

b 付保預金と非付保預金

保護の対象となる預金のうち預金保険により実際に保護される額（保険金の額）は、①一般預金等（支払対象一般預金等）は、保険基準額（1000万円）までの元本および保険基準額に対応する元本に係る保険事故が発生した日までの利息等の額の合計額（預保法54条1項・2項、同法施行令6条の3）、②決済用預金（支払対象決済用預金）は、全額（預保法54条の2第1項）である（以下、支払対象一般預金等のうち保険金が支払われる範囲内の部分および支払対象決済用預金を併せたものを「付保預金」、支払対象一般預金等のうち保険金が支払われる範囲外の部分を「非付保預金」という）。

c 付保預金確定のための「名寄せ」

支払対象一般預金等について、同一の預金者が同一の金融機関に複数の口座を持ち、保有している元本が1人について2以上あるときは、保険基準額（1000万円）に対応する元本は、複数の預金の元本の合計額である⁶。したがって、保険事故⁷が生じた場合には、同一の預金者が当該金融機関に保有している複数の保護の対象となる預金の口座を集約し合算して、付保預金額を確定する作業が必要となる。これを「名寄せ」といい、破綻した金融機関から提出される預金者のデータをもとに預金保険機構が行う⁸。

d 付保預金保護の方式

保険事故があった場合に付保預金を保護する方法として、2つの方式がある。

1つは、預金保険機構が預金者に対して保険金を直接支払うことで付保預金を保護する方法（預保法第3章第3節）である。これを保険金支払方式という。もう1つは、破綻金融機関（預保法2条4項）から救済金融機関が合併等により付保預金を含めその事業を譲り受けることにより、付保預金を保護する方法である。この場合には、預金保険機構が、破綻金融機関に対して付保預金払戻し等のための資金貸付を行ったり（同法69条の3、127条）、保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用を考慮して（同法64条2項）救済金融機関に対して資金援助を行ったりすることにより、破綻金融機関または救済金融機関が預金者

等に対して付保預金の払戻しに応ずる。これを資金援助方式（同法第3章第4節）という。

保険事故が、金融機関の営業免許の取消し、破産手続開始の決定、解散の決議によって生ずる場合は（第2種保険事故。預保法49条2項2号）、保険金支払方式による保護となるが（同法53条1項本文）、大抵の保険事故は金融機関が預金等の払戻しを停止することにより発生するものと思われ（第1種保険事故。同法49条2項1号）、この場合、保険金支払方式と資金援助方式とのどちらの方式を選択する（同法53条1項ただし書）のが相当かが問題になる。

この点については、保険金支払方式が、預金の払戻しを中止し、原則として破産手続等の清算型倒産手続のもとで金融機能が消滅するのに対し、資金援助方式は、預金の払戻しを継続し、再生手続等の再建型倒産手続のもとで金融機能が継続する関係にある。このため、資金援助方式のほうが、金融機能が継続し、混乱等の社会経済的損失が少なくなるといえるし、また、弁済・配当見込額は、金融機能が継続する資金援助方式のほうが、金融機能が消滅する保険金支払方式よりも多くなると思われる。その結果、資金援助に要すると見込まれる費用は、保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用よりも原則として少なくなると考えられるため、こうした観点からも資金援助方式を選択するのが相当であるといえる⁹。

(2) 破綻処理方式と併用する倒産手続の各選択

定額保護下では、非付保預金やその他の債権については、破綻した金融機関の財産状況に応じて弁済・配当がなされるため、債権者の公平・公正な取扱いが重視され、法的倒産手続がとられることになる。保険金支払方式を選択した場合には、原則として破産手続等の清算型の法的倒産手続が採られることになるが、資金援助方式を選択した場合、併用し得る法的倒産手続は再建型の手続となり、再生手続と更生手続との2つが考えられるところ、それぞれの手続については、以下のように長所、短所がある。

a 再生手続の長所・短所

再生手続は、債務者が財産の管理処分権を保持するため（民事再生法（以下「再生法」という）38条1項）、手続開始時に財産の管理処分権を有する金融整理管財人だけに管命処分を受けた金融機関（被管理金融機関。預保法2条12項）の代表権、業務執行権および財産の管理処分権が専属し（同法77条1項）、迅速な意思決定を行える態勢が保障されている。また、金融機関の間では、破綻時における別除権の行使を前提とした担保権付取引が数多く行われているのが通常であるところ、再生手続は、原則として、別除権の行使を制限しないため（再生法53条2項、148条）、金融市場に与える影響が更生手続よりも小さいという長所がある。

もっとも、再生手続は、実務上、申立てから再生計画認可決定までの標準的なスケジュールが、例えば東京地方裁判所では約5カ月間と短く設定されているため¹⁰、申立てから再

生計画認可決定までに一般の事業会社よりもある程度長期間が予想される金融機関の破綻処理に上記の実務運用を厳格に適用されると、再生手続を選択することが困難となる。また、再生手続は、再生債務者に自認義務があるため（再生法101条3項、157条1項）、当該金融機関に自認債権が多く残る場合は、多数の供託を要し、再生計画の遂行が煩雑になるという短所がある。

b 更生手続の長所・短所

更生手続は、実務上、申立てから更生計画認可決定までの標準的なスケジュールが、例えば東京地方裁判所では約13カ月間と長く設定されているため¹¹、スケジュールの面では、金融機関の破綻処理にも採用しやすい。また、更生手続は、問題のある別除権が付着している場合には手続の中で排除することができる。さらに、更生会社に自認義務がないため（最二小判平21. 12. 4本誌1906号68頁）自認し得る債権も債権届出がない限り失権し更生計画の遂行が容易になるという長所がある。

もっとも、更生手続は、管財人に事業経営権および財産の管理処分権が専属する一方で（会社更生法（以下「更生法」という）72条1項）、金融整理管財人にも調査権（預保法81条）や責任追及の権限（同法83条）、役員解任権（同法87条3項・4項）、承継資産の確認申請の権限（同法93条）があるところ、管財人と金融整理管財人とが異なる場合には、迅速な意思決定を行える態勢が保障されていない¹²。また、更生手続は、担保権の行使を制限しているため（更生法47条1項、2条12項）、前記 **a** のとおり、金融市場に与える影響が再生手続よりも大きいという短所がある。

(3) 定額保護下において資金援助方式をとった場合の破綻処理の概要

a 破綻処理のモデル

預金保険機構は、いつ、そしていかなる業態の金融機関の破綻が生じても適切に対応し得るよう、平時から破綻処理スキームの検討や訓練を重ねており、資金援助方式だけに限らず、保険金支払方式の検討等も実施しているところ、定額保護下において資金援助方式を採用し再生手続を利用する場合には、おおむね以下のような処理方針が想定される¹³。

まず、金融機関は、破綻する場合、預金者等への混乱を最小限とするため、その申出を金曜日の営業終了後に行うことが多いものと予想される。この申出により、破綻した金融機関は、金曜日夕刻に、業務停止命令（銀行法26条1項）および預金保険機構を金融整理管財人とする管命処分（預保法74条1項）を受ける。もっとも、銀行法上の業務停止命令には、私法上の権利行使を制限する効力を持たないため（最二小判昭45. 3. 27判時588号74頁）、同金融機関に対する権利行使を制限するため、法的倒産手続を申し立てることになる。そのため、金曜日夜には再生手続開始および弁済禁止等の保全処分の申立てを行う。

ここで、預保法49条2項1号（第1種保険事故）にいう「預金等の払戻しの停止」とは、金融機関が、弁済能力の欠乏のため、即時に弁済すべき預金等に係る債務を一般的かつ継続

的に支払わない旨を外部に表示する行為ないし態度をいうものと解され、再生手続開始の申立てや保全処分の申立ては、これに当たるものと考えられる¹⁴。このため、上記申立てにより、第1種保険事故が発生することとなる。

その後、週末（土、日曜日）中に営業再開へ向けた準備作業（預金等に係る名寄せ、現金の手配、職員への説明など）を終了し、破綻翌営業日（月曜日）午前9時から営業を再開し、当該営業終了後に再生手続の開始決定を受ける。営業の再開により金融機能を回復させ、主に付保預金の払戻しと仕掛り中の決済取引に係る債務（特定決済債務）の弁済、善意かつ健全な債務者への融資等を中心とした業務を行う。なお、金融機関が弁済できるのは付保預金および特定決済債務のみであり、それ以外の再生手続開始決定前の原因に基づく債務は再生法により弁済（払戻し）が禁止される。

その後は、被管理金融機関において事業継続し、受皿となる救済金融機関の出現を待つことになるが、現実には破綻直後に承継銀行（Bridge Bank。預保法2条13項）と事業譲渡に関する基本合意をし、準備が整い次第¹⁵、承継銀行に対して、金融機能を維持するための資産および付保預金を含む事業譲渡¹⁶を行う。そして、付保預金を除いた被管理金融機関に対する債権（非付保預金等）は、再生債権として再生計画に則り弁済を受けることになる。また、事業譲渡後の被管理金融機関は、解散し清算することを予定している。

b 付保預金の取扱い

再生手続を利用する場合、付保預金は再生債権となるが、再生手続開始決定と同時に、裁判所から決済債務の弁済等の許可決定を受けることにより、再生法85条1項の権利行使の制限を受けず、開始決定後一定の期間は払戻しが可能となる（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下「更生特例法」という）473条）。この観点から、再生手続申立て時に弁済禁止等の保全処分（再生法30条1項）を申し立てるにあたって、付保預金の弁済を禁止の対象から除外するため、同保全処分の発令後開始決定前も付保預金の払戻しは行われる。

そして、被管理金融機関から救済金融機関へ事業譲渡がなされることにより、付保預金の免責的債務引受が行われることから、弁済等の許可決定で定められる付保預金の払戻期間は、おおむね再生手続開始決定日から事業譲渡がなされるまでの期間となる。

なお、この期間内に払い戻される付保預金等の原資は、預保法127条および同法69条の3に基づいて、預金保険機構が被管理金融機関に対して貸し付ける金銭であり、同条に基づく貸付は、再生手続開始後に貸付を実施した場合でも、再生手続との関係では再生債権とされるので（預保法127条、69条の3第3項3号）、付保預金の払戻し等による被管理金融機関の財産の毀損はない。

したがって、再生手続開始の申立て時から承継銀行への事業譲渡までの間は、被管理金融機関から付保預金の払戻しが可能となり、救済金融機関への事業譲渡により付保預金の免責的債務引受をした後は、救済金融機関から付保預金の払戻しが可能となるので、金融

機関が破綻して第1種保険事故を起こしても、付保預金払戻しについて障害はない。

c 保険事故日の翌日以降の利息

保険事故日となった破綻日の翌日から事業譲渡の前日までに払い戻される一般預金等（例えば、破綻日翌日から事業譲渡日前日までに満期が到来する定期預金）の利息は、預保法上①保険事故日までの利息と②保険事故日の翌日以降の利息とに分けられる。

①保険基準額の元本に対応する保険事故日までの利息は、付保預金であるから払戻しは可能であるが（預保法54条1項）、②保険事故日の翌日から付保預金移転までの利息は非付保預金であり、再生債権であるから、再生法85条1項により、その払戻しは許されない。しかし、②の利息の払戻しができず、同利息の保護がないと、預金者にとって保険事故日の翌日以降も被管理金融機関に預金を預け続けるインセンティブが働かないため、無用の付保預金の払戻しが生ずる可能性がある¹⁷。そこで、これを防止し、被管理金融機関の事業価値を保護すべく、②の利息については、承継銀行に履行の引受けを求めるなどの措置が必要となる¹⁸。

d 承継銀行 (Bridge Bank) の役割

承継銀行とは、事業の譲受け、付保預金移転または合併により被管理金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ業務を暫定的に維持継続することを主たる目的とする銀行であって、預金保険機構の子会社として設立されたものをいう（預保法2条13項）。承継銀行は、被管理金融機関の事業の受皿となる救済金融機関が直ちに現れない場合に、金融システムの安定と預金者保護を図るために、暫定的に被管理金融機関から事業を譲り受けるものであるが、実際の金融機関の破綻処理において果たす役割は、それにとどまらない。すなわち、破綻直後から被管理金融機関と事業譲渡に関する基本合意を締結し、破綻直後から被管理金融機関の事業譲渡先として登場する。また、単なる事業の譲受先のみならず、破綻直後に被管理金融機関と資金提供に関する契約を締結し、事業譲受けまで被管理金融機関の事業価値を維持継続するため、破綻後利息の引受けのような被管理金融機関に対する資金の提供者としての役割も担うことになる（スポンサー機能）。

これにより承継銀行の存在は、①破綻直後より事業譲渡先が決まることで預金者等の無用の不安を払拭できる、②最終的な受皿となる金融機関も被管理金融機関ではなく承継銀行から事業を譲り受けることで、偶発債務等のリスクを回避できるため、最終受皿金融機関の出現を促進する、③再生手続開始申立て時から事業譲渡のスケジュールが明確となるとともに、譲渡前でも再生債務者である被管理金融機関の事業価値が維持されることになり、再生手続の安定にも資するなどの積極的な意味を持つことになる。

なお、現行の承継銀行制度に加え、より柔軟で効率的な破綻処理を可能とするため、平成23年の預保法の改正により株式会社整理回収機構（以下「整理回収機構」という）に承継銀行機能が付与された（預保法附則15条の2）。

2. 振興銀行の破綻処理の概要

(1) 振興銀行の破綻に至るまでの経緯

a 振興銀行の開業と事業の拡大

振興銀行は、平成15年4月10日、中小企業等向け融資と定期預金の受入れを事業内容として設立され、平成16年4月13日に銀行業の免許を受け、同月21日、開業した。

振興銀行は、開業当初は前記目的に沿った経営方針を採っていたが、預入期間10年の個人向け定期預金で年約2%という、国内金融機関の中では高い金利を付して集めた預金を原資として、平成19年頃からは、店舗の全国展開を進めながら、株式会社SFCG（以下「SFCG」という）等の貸金業者から合計約2000億円の貸付債権を買い取ったり、親密先企業等への融資を急増させたりし、急速に事業を拡大していった。

b 振興銀行への立入検査と行政処分等

SFCGは、過払金返還請求や平成20年9月のリーマンブラザーズの破綻に端を発する金融危機等により、資金繰りが悪化し、平成21年2月、東京地方裁判所から再生手続開始決定を受けた。その後、再生手続中に、SFCGが振興銀行に譲渡した商工ローン債権の多くが信託銀行3行にも二重に譲渡されていた事実が判明するなどしたことから、SFCGは、同年4月、同裁判所から破産手続開始決定を受けた。

このような中、振興銀行は、金融庁による立入検査を受けた（銀行法25条）。その結果、検査対象の電子メールを削除したという検査忌避（同法63条3号）等の法令違反や、経営管理態勢、法令等遵守態勢および信用リスク管理態勢等に関する問題が認められた。そこで金融庁長官は平成22年4月27日、振興銀行に対し、検査結果を通知するとともに、銀行法24条1項に基づく報告を求めた。

これに対し振興銀行は、金融庁長官に対し、平成21年度決算としては約51億円の赤字となったものの、平成22年3月31日時点では約275億円の資産超過であった旨報告し、同年5月17日、同旨の決算発表を行った。もっとも、法令違反等の事実はなお残っていたため、金融庁長官は、同月27日、振興銀行に対し、同年6月7日から同年9月30日まで1億円超の新規融資や債権買取り、融資・預金の勧誘等といった業務の一部停止を命ずるとともに、同年6月28日を期限とした受検態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢、信用リスク管理態勢および資産査定管理態勢等の抜本的再構築を行う業務改善計画の提出、その後の実行ならびに毎月の報告を求める一部業務停止・改善命令を発した（銀行法26条、27条）。

c 債務超過の申出と管理を命ずる処分等

振興銀行は、経営の建直しを図り、特別調査委員会を設置し、行政処分で指摘された法令違反の原因究明や大口融資先の管理状況等の調査を行ったり、全国に125ある店舗の統廃合を進めたりするなどしたが、平成22年7月14日、元代表執行役ら役員が検査忌避罪により

逮捕されるとともに、同月27日と同月29日、信託銀行2行との間でそれぞれSFCGから二重に譲渡された商工ローン債権（以下「二重譲渡債権」という）の帰属を争っていた各訴訟で、いずれも、東京地方裁判所から敗訴判決を受けた。

そのような状況下で、振興銀行は、自己査定をやり直し、平成22年6月30日時点で、約1870億円の債務超過に陥ったものと結論付けた。

そこで振興銀行は、同年9月10日（金曜日）、金融庁長官に対し、債務超過に陥った旨およびその理由を申し出た。これを受け金融庁長官は、振興銀行に対し、同日から同月12日（日曜日）までの間、名寄せや資産の保全行為等以外の業務の停止を命ずるとともに、資産内容の悪化を招く貸付の実行や高金利の預金の受入れ、偏頗弁済等を禁ずる一部業務停止命令（銀行法26条）を発出した。また、金融庁長官は、振興銀行に対し、同行がその財産をもって債務を完済することができず、合併等が行われることなく、その業務の全部の廃止または解散が行われる場合には、同行が業務を行っている地域または分野における資金の円滑な需給および利用者の利便に大きな支障を生ずるおそれがあると認め（預保法74条1項2号）、金融整理管財人による業務および財産の管理を命ずる処分（同法74条1項）をし、同時に、金融整理管財人に預金保険機構を選任した（同法77条2項）。

以後、預金保険機構が金融整理管財人として振興銀行の管理にあたることとなった。

(2) 預金保険機構における検討——破綻処理スキームの選択

破綻処理スキームの選択は、再生手続を併用した資金援助方式におけるスキームと即断せず、考え得るあらゆるスキームを検討した。

a 保険金支払方式か資金援助方式か

振興銀行においても、資金援助に要すると見込まれる費用は、保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用よりも少なくなることが見込まれたため、振興銀行が第1種保険事故によって破綻し、預金保険機構が金融整理管財人に選任された場合（預保法78条2項）、同行の破綻処理には、前記1(1)dで示した原則どおり、資金援助方式を選択するのが相当ではないかと想定した。

b 再生手続か更生手続か

振興銀行の資産査定は、預金保険機構が想定している標準的な資産査定よりも困難な作業になることが見込まれたため、申立てから計画認可決定まで10カ月を超えるスケジュールを設定する必要があった。また、振興銀行は、貸金業者から過払金を含む貸付債権を大量に買い取っていたため、債権届出がされていない過払金債権者に対する供託が多数発生することも見込まれた。

しかしながら、①先述のとおり、再生手続では別除権の行使を制限しないため、更生手続に比べて金融市場に与える影響が小さいこと、②更生手続を選択した場合、金融整理管

財人が更生管財人に選任されなかったり、複数の管財人が選任されたりした場合には各種権限が分属し、迅速な意思決定が行えない可能性があったことなどから、裁判所に再生手続のスケジュールについて事案に応じた柔軟な運用を認めてもらえれば、振興銀行の破綻処理には、再生手続を選択するのが相当ではないかと想定した。

(3) 振興銀行の破綻と初動処理

a 預金保険機構の入管等

振興銀行の金融整理管財人に選任された預金保険機構は、平成22年9月10日（金曜日）、職員約100名を振興銀行の本店や主要支店に派遣した。振興銀行の役職員らは円滑に預金保険機構の管理下に入った。

振興銀行の本店や支店は、業務停止命令の発令により、役職員は出勤していたものの、開店されることはなかった。

また、預金保険機構は、同日、預金保険機構のホームページに、振興銀行が経営破綻し、金融整理管財人に選任された預金保険機構の管理下に置かれるようになったことや、翌週13日（月曜日）から限定的に営業再開する16の中核店舗¹⁹、預金や融資の取扱い、約8カ月後に事業譲渡を実施するなどといったスケジュール等を公表した。

b 株式会社第二日本承継銀行との事業譲渡に関する基本合意の締結等

金融庁長官は、平成22年9月10日、預保法上の承継銀行である株式会社第二日本承継銀行（以下「第二BB」という）が振興銀行から事業の譲受け等を行うべき旨の決定をした（預保法91条1項2号）。これを受け、第二BBは、同日、振興銀行との間で、別途定める日に振興銀行の事業を譲り受けるとともに、当該事業等の価値を維持するため、付保預金の破綻後利息に係る債務の履行を引き受けたり、業務を円滑に実施するための資金を貸し付けたりするなど、振興銀行の事業を支援する旨の事業譲渡に関する基本合意やこれに付随する各種契約を締結した。また、預金保険機構は、被管理金融機関のスポンサー兼事業の暫定的な譲受人として予定していた承継銀行である第二BBとの間で、第二BBが振興銀行から事業の譲受けを行うこと等を内容とした承継協定を締結した（同法97条1項）。

c 再生手続の申立てと保険事故の発生

(a) 再生手続に係る申立て

振興銀行は、平成22年9月10日、東京地方裁判所に対し、次のとおり、再生法上の各種申立てを行った。

ア 再生手続開始の申立て（再生法21条1項）

振興銀行が改めて行った自己査定の結果である1870億円の債務超過をもって、再生手続開始の原因となる事実とされた。

イ 弁済禁止および担保提供禁止の保全処分の申立て（再生法30条1項）

定型的な債務、日常取引上生ずる債務に加え、預保法で保護され預金保険機構から資金を借り入れた付保預金債務や仕掛り中の決済債務の弁済を除外した内容である（預保法54条1項、69条の2、69条の3、127条）。

ウ 監督命令の申立て（再生法54条1項）

扱う金額が大きい金融機関の特殊性にかんがみ、東京地方裁判所民事第20部における定型的な同意事項から、1億円以内の貸付および保証ならびに預保法に基づく預金保険機構からの前記借入れ（預保法69条の3、127条、128条）等を除外した内容である。

エ 共益債権とする旨の許可申請（再生法120条1項）

振興銀行が再生手続開始の申立て後再生手続開始前にした預金の受入れや第二BBからの借入れ等によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする内容である。

オ 決済債務の弁済等の許可申立て（更生特例法473条1項）

同月12日（日曜日）には、預金保険機構の名寄せによって付保預金・決済債務の総額が判明し、預金保険機構から貸付決定を受けられる予定であったから、再生手続開始決定に併せて決済債務の弁済および付保預金払戻しの許可を求める内容である。

カ 再生債権届出期間に関する意見（更生特例法457条）

裁判所は、金融機関について再生手続開始の決定をしようとするときは、あらかじめ、再生債権の届出をすべき期間について、預金保険機構の意見を聴くこととされている。

ここで、開始決定後に、救済金融機関に事業譲渡（付保預金の承継を含む（預保法59条2項3号））することを予定している場合には、これにより預金の大部分である付保預金が救済金融機関に移転し、事業譲渡日以後は、付保預金者は「預金者表」（更生特例法462条）の記載から外れることになる。

そこで、金融整理管財人に選任された預金保険機構は、事業譲渡を8カ月後の平成23年5月ころと予定していたことから、再生債権の届出をすべき期間の末日を同月27日とされた旨、意見を述べた。

(b) 保険事故の発生等

前記**1(3) a**で述べたとおり、再生手続開始の申立てや保全処分の申立ては、預保法49条2項1号（第1種保険事故）にいう「預金等の払戻しの停止」に当たるので、振興銀行は、前記**(a)**により、第1種保険事故が発生したとして、平成22年9月10日、預金保険機構に対し、その旨を通知した（預保法55条1項）。金融庁長官も、振興銀行における第1種保険事故の発生を知り、直ちに預金保険機構に対しその旨を通知した（同法55条2項）。

また、東京地方裁判所は、前記**(a)イ・ウ**の各申立てを受け、直ちに同旨の保全処分を命ずるとともに、監督命令を発した。

d 名寄せと資金貸付の決定等

預金保険機構による名寄せの結果、平成22年9月12日（日曜日）には、預金保険で保護される付保預金または決済債務の総額が5814億8278万2236円であることが判明した。

そこで、預金保険機構は、同日、意思決定機関である運営委員会を開催し、5814億8278万2236円を上限とした付保預金の払戻しまたは決済債務の弁済のための貸付を行う旨の決定をした（預保法69条の3、127条）。その上で、預金保険機構は、振興銀行との間で、上記金額を上限として貸し付け、その実行は分割して行っていく旨の資金貸付契約を締結した。

e 営業再開と再生手続開始決定等

振興銀行の本店ほか15の中核店舗は、平成22年9月13日（月曜日）午前9時、営業を再開した。コールセンターの電話が鳴りやまないこと等はあったものの、收拾不能な混乱が生ずることはなく、預金者等に対する説明や中途解約の受付等が行われていった。

また、同日、振興銀行の従業員の過半数を代表する者は、監督委員に対し、再生手続開始に異議がない旨の意見書を提出した（再生法24条の2）。さらに、監督委員も、東京地方裁判所に対し、申立て棄却事由が認められないとして、手続開始を相当とする旨の意見書を提出した。

以上のようなことから、東京地方裁判所は、各店舗の営業が終了した同13日午後7時、振興銀行について再生手続開始決定をすると同時に、次の事項を定めた（再生法33条1項、34条1項）。

- 再生債権の届出期間：平成23年5月27日まで
- 認否書の提出期限：同年6月8日
- 再生債権の一般調査期間：同月17日から同年7月1日まで
- 報告書等の提出期限：平成22年11月12日
- 再生計画案の提出期限：平成23年7月27日

さらに預金保険機構は、名寄せの結果に基づき、平成22年9月13日、東京地方裁判所に対し、決済債務の弁済または預金等の払戻しの許可と同時に、弁済を行う決済債務の種類を一部の特定決済債務（預保法69条の2）、払戻しを行う預金等の種別を定期預金と別段預金、弁済等の限度額を5814億8278万2236円、弁済等の期間を同日から平成23年5月20日とされたい旨、意見を述べた（更生特例法473条3項）。そこで、同裁判所は、平成22年9月13日、振興銀行に対し、上記意見と同旨の内容で、決済債務の弁済や付保預金の払戻しを許可した（同条1項・2項）。

f 債権者説明会の実施

振興銀行は、平成22年9月16日（木曜日）、17日（金曜日）の2日間にわたり、東京都江東区青海の東京国際交流館において、預金保険で保護されない預金等債権その他一般債権

を有する債権者を対象とした債権者説明会を開催した（民事再生規則（以下「再生規則」という）61条）。2日間合計で200名超の債権者が出席し、振興銀行の現状と今後、再生法の適用と主なスケジュール、預金等債権その他一般債権等の取扱いにつき、説明および質疑応答を行った。

g 営業再開店舗の追加と融資対応等

振興銀行は、平成22年9月21日に追加で25店舗、同月27日にはさらに追加で残り全部の60店舗の営業を、それぞれ再開した。

また、貸付債権の弁済期が日々大量に到来するようになり、返済猶予が求められているものにつき、これを更新（ロールオーバー）するか否か等の判断を求められるようになった。この点については、原則として、債務者区分や財務状況、取引状況、融資条件等を考慮し、倒産手続で重視される回収の極大化に最も資する方法を選択することとした。そして、振興銀行に多数存在した善意かつ健全な中小企業の債務者については、貸付を更新して継続返済させるのが回収の極大化に最も資して相当な場合が多かった。このため、1億円を超える貸付を更新すべき案件も多数発生したことから、処理の円滑化・迅速化のため、同月22日、東京地方裁判所から、1億円を超える貸付であっても、更新については同意事項から除外する旨の変更決定を得た。

振興銀行は、以上のような融資判断を預金保険機構の管理下で行いながら、個別融資を含む資産査定を進めていった。

h 保険金不払決定

預金保険機構は、平成22年10月6日、振興銀行の保険事故発生からほぼ1カ月が経過し、事業譲渡に向けての作業が着実に行われ、事業譲渡を行うについて特段の支障も生じていないことを確認することができたため、運営委員会を開催し、振興銀行の保険事故につき保険金の支払を行わない旨の決定をした（預保法56条1項）。

この結果、振興銀行の破綻処理は資金援助方式により進めていくことが確定した20。

i 振興銀行の抱えていた特徴・問題点

振興銀行の本店を除いた各営業店に配置されている従業員は少なく、本店を除く各営業店では預金等に係る事務処理は基本的に行われておらず、定期預金口座の開設はインターネットを介するか郵送により本店に必要書類を提出してもらい、預金相当額の振込を受けることによりなされていて、現金の取扱いがなかった。

また、振興銀行がいわゆる商工ローン等ノンバンクから買い取った貸付債権には、譲渡元において利息制限法超過利息を収受していたため、元本を上回る回収分を不当利得として返還しなければならないリスク（以下「過払金リスク」という）や貸付債権の二重譲渡により優先する譲受人に回収分を不当利得として返還しなければならないリスクが付着し

ている可能性があるなど、資産・負債の実情を正確に把握するには時間を要する特殊事情が存していた。これらの特徴・問題点が後述する資産査定、概算払の大きな障害となった。

(4) 振興銀行の資産査定

a 被管理金融機関の資産査定

再生手続では、手続開始時の資産の額を定めることを目的とした財産評定が清算価値基準で行われる（再生法124条、再生規則56条1項本文）。

また、金融機関の破綻処理手続では、資金援助方式を採用した場合、事業譲渡代金や資金援助の額を算出するため、保険事故時の資産の額を定めることを目的とした資産査定が時価基準で行われることを想定している。

b 振興銀行の資産査定

(a) 振興銀行の特殊性

振興銀行は、10社ほどの貸金業者から貸付債権（額面合計約2000億円）を買い取っていた。これらの買い取った貸付債権には過払金リスクが付着していたので、同リスクを踏まえ、慎重に査定をしていく必要があった。

また、SFCGから買い取った商工ローン債権は、その多くが二重に譲渡され、対抗関係で振興銀行の劣後するものが相当数あり、さらに、上記買取債権には、別の貸付に切り換えられたものや、SFCGに買い戻されたもの等もあり、事実関係や権利関係が錯綜していた。

(b) 事実・権利関係の整理

振興銀行は、平成22年7月27日と同月29日、二重譲渡債権の帰属を争っていた各訴訟で、いずれも、債権譲渡登記の具備が第一譲受人に後れているという理由により、敗訴判決を受け、控訴していた。しかし、振興銀行は、同年9月16日と同年10月6日にも、同種の各裁判で、いずれも、同様の理由により、敗訴判決を受けた。これを受け、振興銀行は、同年10月8日、その後は基本的に二重譲渡債権の帰属を債権譲渡登記の先後により決していくことを表明し、以後、第一譲受人との間で約1万8000件に及ぶ二重譲渡債権の帰属先を判定する作業を順次行っていった。

(c) 概算払の実施と財産評定書の提出

振興銀行の資産を正確に把握するには、前記のような作業を長期間にわたって必要としたが、平成22年12月には、貸金業者から譲り受けた貸付債権以外の資産や負債の概要を把握することができた。そこで、預金保険機構は、後記(7)のとおり、同月13日、概算払率25%の概算払（預保法70条）を開始した。

また、振興銀行は、平成23年2月には、二重譲渡債権の帰属先を判定する作業が完了したこともあり、同月8日、再生手続開始時の資産の額を約2265億円、負債の額を約8980億円、

破産配当率を24%とする財産評定書を東京地方裁判所に提出した。

(5) 振興銀行の役員等の解任・選任

a 被管理金融機関における役員等の解選任

振興銀行は委員会設置会社（会社法326条2項、銀行法4条の2第2号）であり、取締役会の員数は定款上20人以内と定められていた。管命処分時の役員構成は代表執行役兼取締役1名、社外取締役4名、執行役7名、会計監査人1法人であった。

被管理金融機関の役員等の解選任については、預保法87条3項、4項により、被管理金融機関が委員会設置会社である場合には、金融整理管財人が裁判所の許可を得て、取締役、執行役、会計参与または会計監査人を解任でき、その解任により法律または定款に定めた取締役、会計参与または会計監査人の員数を欠くこととなるときは、金融整理管財人は、裁判所の許可を得て、被管理金融機関の取締役、会計参与または会計監査人を選任することができる。そして、この代替許可があったときは、当該代替許可に係る事項について株主総会等の決議があったものとみなされる（同条6項）。

振興銀行の場合、金融整理管財人の円滑な業務遂行を担保するには役員等の解任が必要であると考えられ、株主総会の決議事項である取締役、会計監査人の解任については（会社法339条1項）裁判所の代替許可を用いることとしたが、取締役会の決議事項である代表執行役の解職および執行役の解任については裁判所の代替許可を用いなかった。なぜなら、管命処分により、振興銀行の業務の執行を行う権利は金融整理管財人である預金保険機構に専属し（預保法77条1項）、金融整理管財人が、取締役会の権限事項である代表執行役の解職および執行役の解任（会社法420条2項、403条1項）を行うことができるため、あえて裁判所に代替許可を求めることは不要といえるからである。

b 取締役・会計監査人についての代替許可申請

金融整理管財人である預金保険機構は、平成22年12月10日、東京地方裁判所に、預金保険機構が振興銀行の取締役5名を解任することおよび同取締役として3名を選任すること、会計監査人1法人を解任することおよび同会計監査人として1法人を選任することについて、代替許可申請をした。

預保法87条3項の代替許可申請の理由（代替許可の要件）に関しては、被管理金融機関と役員との間の法律関係を委任契約とみて相互解約の自由を承認し、金融整理管財人の全く自由な裁量行為を確認するとの見解や、解任の相当性（役員等の経営責任等）の確認の審査を行うとの見解などが成り立ち得るため²¹、申請理由はどの見解に立っても要件を充たすように申立書に記載した。

c 代替許可決定

東京地方裁判所は、平成22年12月24日、金融整理管財人である預金保険機構が、振興銀

行の取締役5名および会計監査人1法人を解任すること、および同取締役として3名および同会計監査人として1法人を選任することを許可し、同月27日、振興銀行は、そのホームページにおいて、取締役5名の解任および社外取締役3名の就任を公表した。

裁判所の代替許可によって選任された取締役および会計監査人の任期は、選任時の属する事業年度の終了後最初に招集される定時株主総会の終結時である（預保法87条5項）²²。振興銀行においては平成23年6月28日に定時株主総会を開催したが、同総会において計算書類の承認についての決議を行うとともに、上記平成22年12月27日に裁判所の代替許可により選任された取締役および会計監査人の重任についても、併せて決議を行った。

(6) 預金の取扱い

a 振興銀行における預金の特徴

振興銀行は定期預金のみを取扱い、普通預金や当座預金などの決済性の預金は取り扱わず、決済機能を有していなかったほか、金融市場からの調達もないなど、他の金融機関とはその営業形態が異なっていた。

b 付保預金・破綻後利息の取扱い

付保預金の払戻しは弁済禁止の保全処分（再生法30条1項）の対象から除外され、再生手続開始決定後には、申立てのとおり、再生手続開始決定日である平成22年9月13日から平成23年5月20日までを弁済等期間とする旨の決済債務の弁済および付保預金等の払戻し等の許可決定を受けた。これにより、再生手続開始の申立てから承継銀行により付保預金が引き受けられるまでの間、振興銀行において付保預金の払戻しが可能となった。

同年4月25日には、第二BBへの事業譲渡により付保預金も同行に移転したため、同日からは、同行が付保預金の払戻しをすることになった。

また、前記(3)bで述べたとおり、第二BBにて、付保預金の破綻後利息に係る債務の履行を引き受けたので、付保預金者は、当該利息部分についても払戻しを受けることができた。

c 係争中の（付保）預金債権

振興銀行においては、預金債権（一般預金等）に係る払戻請求訴訟が、破綻前、再生手続開始決定前に係属していた。

この点、再生手続との関係では預金債権は再生債権であり、とくに非付保預金等については預保法・更生特例法上の特則もないので、預金に関する訴訟は、再生手続開始決定により中断する（再生法40条1項）。その後、再生債務者の受継を経て、通常の再生債権同様、債権確定手続により確定される²³（同法107条）。

これに対し付保預金は、再生債権ではあるものの、再生手続後も一定期間権利行使が認められ（更生特例法473条）、再生手続中に第二BBに免責的債務引受されるため、訴訟手続の帰趨を検討する必要が生じた。

この点については様々な考え方があり得ると思われるが、付保預金についても再生法の債権確定手続により確定されるとすると当該訴訟は債権確定訴訟となり、とくに元々の訴訟が預金の払戻しを求める訴訟の場合、付保預金部分についても給付判決を得られず、付保預金の払戻しに障害を生じさせないという預金保護の目的に反するとともに、救済金融機関に対して既判力が及ばないとも考えられるため、預金者に対して不利益を課すことになり得る。

そこで、再生手続開始決定により付保預金に関する同訴訟は中断するが²⁴、中断中に救済金融機関（第二BB）が付保預金の債務引受を行い、被告適格が破綻金融機関から救済金融機関へ移転するとし²⁵、再生債務者が、再生法40条2項により受継を行うと同時に、付保預金部分についての訴訟は、救済金融機関が引き受けるとするのが適当ではないかと思われる。この考えによれば、係属中の付保預金に関する給付訴訟の原告は、受継後に救済金融機関に対する訴訟引受を申し立てることになり（民事訴訟法50条1項）、以後は救済金融機関を相手に訴訟を行うことになる。なお、預金に付保部分と非付保部分とが混在している場合には、非付保部分については、再生法上の債権確定手続によることになる。

また、付保預金に関する訴訟において預金者が勝訴した場合には、預金保険機構から救済金融機関に対して金銭贈与（訴訟枠：預金保険機構業務方法書31条2項・3項）がなされ、預金の払戻しがなされることになる。

(7) 預金等債権の買取りの実施

a 預金等債権買取制度・手続

(a) 制度趣旨

振興銀行の破綻処理は再生法の手続下により行われたため、付保預金を除く預金債権は再生債権として個別的権利行使が制限され（再生法85条1項）、随時の払戻しはできない。

しかし、預金債権は、その性質上、預金者にとっては早期の現金化の必要があることも否定できず、このため、預金等債権買取制度（預保法改正（平成8年法律第96号）により導入）によって、倒産手続の進捗状況にかかわらず金融機関の破綻後比較的早期に非付保預金について預金者からの要求により流動性を回復し、預金者の保護を図る必要がある²⁶。

(b) 手続構造

預金等債権買取制度は、概算払と精算払との2段階の手続構造となっている²⁷。

概算払は、預金保険機構が、預金等債権²⁸の預金者からの請求に基づいて、当該預金者から、預金等債権に破綻金融機関の破産配当見込額等を考慮した上で決定する一定の率（概算払率）を乗じた金額（概算払額）で当該預金等債権を買い取る制度である（預保法70条1項）。

精算払は、預金保険機構が、倒産手続において、概算払により預金者等から買い取った預金等債権を回収した場合において、当該回収額が概算払額と預金等債権の買取りに要し

た費用等との合計額を超える場合は、超過額を預金者に追加的に支払う制度²⁹である（預保法70条2項ただし書）。

(c) 預金等債権買取りの手続

預金保険機構では、預金等債権買取りの手続として、①保険金支払方式が選択された場合には、買取対象となる預金等債権を保有している預金者等に概算払額等を記載した預金等債権買取通知書・預金等債権買取請求書を郵送し、署名押印を得た上で預金等債権買取請求書を預金保険機構に返送して買取りの請求をしてもらい、買取代金（概算払額）を当該預金者等の指定口座に振り込む方式（郵送・振込方式）を、②資金援助方式が選択された場合には、買取請求の受付・買取代金（概算払額）の振込事務を破綻金融機関に業務委託し、預金者等の買取請求を破綻金融機関の店頭で受け付け、買取代金（概算払額）を当該預金者等の指定口座に振り込む方式（窓口方式）を一般的なものとして想定している³⁰。

b 振興銀行の破綻処理と概算払の実施

(a) 前 説

振興銀行の破綻処理において、制度導入以来、初めて預金等債権の買取りが実施された³¹。

振興銀行は、保険事故発生日である平成22年9月10日時点で3423人の非付保預金者、約110億円（元本）の非付保預金額を有していた（預金全体に占める割合としては預金者数で約2.7%、預金元本で約1.9%。）³²。

(b) 預金等債権買取りの決定等

預金保険機構は、振興銀行の破綻日において概算払率や買取時期等は未定であったが、概算払を実施する方針であると表明した。

破綻から約3カ月後には、金融整理管財人たる預金保険機構において、振興銀行の資産および負債の内容を精査する作業も進み、破産配当見込額等の見積りも可能となったため、預金保険機構は、運営委員会の議決を経た上で、平成22年12月7日、預金等債権買取りの決定をし、概算払率を25%と定め、概算払率につき預保法71条1項、139条に基づく金融庁長官および財務大臣の認可を受けて、同月15日付で以下の事項を公告（抄。同法72条1項）した。支払方法については、営業店で預金等に係る事務処理が基本的に行われていないといった特殊事情も考慮しながら、郵送・振込方式となった。

- ① 買取期間：平成22年12月13日～平成23年3月31日
- ② 買取場所：預金保険機構（預金等債権買取請求書等を郵送受付）
- ③ 概算払額の支払方法：預金者指定口座に買取代金（概算払額）を振り込む
- ④ 概算払率：25%

(c) 概算払率の決定

ア 概算払率の決定の手続の概要

預保法71条2項は「当該金融機関について破産手続が行われたならば当該金融機関に係る預金等債権について弁済を受けることができると見込まれる額を考慮し、機構の資産の効率的な利用に配慮しなければならない」と定めているが、これは、倒産手続上の清算価値保障原則の考え方をもち込むことで、預金者に対する最低限の保障を確保する一方で、預金保険機構の概算払額が預金保険機構の倒産手続における回収額を上回った場合に預金者に対して当該差額を不当利得金として返還を求める制度は存しないこともあり、預金保険機構の財政負担上、不測の損失を被らないようにする意味合いもあるものと解されている（精算払により実際の配当率・弁済率と調整される）。

イ 概算払率の決定（資産・負債の評価）

資産・負債の評価の基準時は、平成22年9月10日の振興銀行の破綻日（第1種保険事故発生日）とし、資産全体を約2200億円、負債を約8900億円と見込み、債務超過額約6700億円として、概算払率を25%と算定した。

ウ 財産評定における破産配当率との関係

概算払率は行政手続上定められるもので、司法手続である再生手続上の財産評定（再生法124条、同規則56条1項）における破産配当率（再生債権者一般に清算価値を保障する）とは、同じ破産手続における評価を前提としているものの、両者の関係を拘束する法令上の定めはとくに存しない。

振興銀行における財産評定の評価基準日は平成22年9月13日（再生手続開始決定日）であり、財産評定書を裁判所に提出したのも、預金等債権買取りの決定がされた同年12月7日から2カ月を経過した平成23年2月8日であり、評価基準も異なっていたため、結果として財産評定における破産配当率は24%となり、1ポイントの差が生じた。

(d) 買取期間（スケジュール策定）

ア 買取開始時期等の設定

買取開始時期は平成22年12月13日とし、預金等債権買取りの決定の時期を含めて破綻日から約3カ月後となった。

預金等債権買取制度が預金者の早期流動性回復のための措置であることを考慮すれば、可能な限り早期であることが望ましいが、前記(4)で述べたような事情が存在したこともあり、開始時期が破綻から3カ月後となったことはやむを得なかったと思われる。

イ 買取期間

買取期間は、平成22年12月13日から平成23年3月31日の約3カ月半と定めた。

買取期間について、法令上、法定期間はとくに定められていないが、再生手続上の債権届出期間の末日が平成23年5月27日と定められていることを踏まえ、2カ月弱の余裕を見て、買取期間を定めた³³。

(e) 預金等債権買取りの運営態勢

預金保険機構では、十数名の人員態勢（電話照会作業除く）で預金等債権買取りの手続を担当した。郵便物の受付、オンライン受付登録、預金者が返送した預金等債権買取請求書の受付・審査（振興銀行本店と預金者からの相殺がされていないかの確認等も含む）・処理、振込の事務処理等を担当した。

(f) 預金等買取請求をした預金者数、概算払額

最終的に預金等債権買取りの請求をしたのは約3100名であり、概算払額は約24億円となった。

c 振興銀行の破綻処理と精算払の実施

振興銀行の再生計画に基づく第1回弁済率は39%³⁴であり、概算払率25%を上回った。よって、概算払により預金者等から買い取った預金等債権を預金保険機構が回収した結果、当該回収額が概算払額と預金等債権の買取りに要した費用等の合計額を超えたため、精算払（預保法70条2項ただし書）が実施された。

(8) 相 殺

a 相殺の必要性

預金者が破綻した金融機関に対して債務を負担しているときは、預金者は、預金債権と相殺をすることによって、実質的に預金を回収することができる。とくに預金が非付保預金の場合には、これらの預金と借入債務とを相殺するほうが、再生計画に基づき弁済を受けたり、預金等債権の買取りを請求したりするより、預金者にとって有利である³⁵。

もともと、再生債権者は、債権届出期間内に限って相殺をすることができるとされており（再生法92条1項）、時期的な制約がある。また、再生債務者からの相殺は、裁判所の許可を得なければ実行することはできない（同法85条の2）という制約がある。

b 振興銀行における取扱い

そこで振興銀行は、破綻後から債権届出期間の末日である平成23年5月27日までの間、債権者説明会、ホームページへの掲載、概算払の案内等の各要所において、預金者に対し、相殺を促した。

(9) 買取りも相殺もしない非付保預金者の権利行使

非付保預金のうち相殺も預金等債権の買取りの請求もされなかった預金は、債権届出の上、再生計画に基づき弁済を受けることになる。ここで、各預金者自ら再生債権として届け出なければならぬとすると、預金者に対して相当の負担を課すことになる。

そこで、再生手続等の迅速かつ適正な進行を確保するとともに、預金者の負担の軽減を目的として設けられた制度が、預金保険機構による預金者の代理業務である（更生特例法第5章第2節）。

預金保険機構は、平成23年5月10日、預金者表を作成した旨を公告するとともに（更生特例法462条1項）、同月12日から同月26日までの間、預金者表を縦覧に供し（同条2項）、同月27日、東京地方裁判所に対して預金者表を提出した（同法463条1項）。これにより、預金者表に記載のある預金等債権については債権届出期間内に届出があったものとみなされる（同法464条）とともに、預金保険機構は、預金者表に記載された預金者を代理して、再生手続に属する一切の行為を行うこととなった（機構代理。同法466条）。

その後、預金保険機構は、機構代理に係る預金者に通知し、同年10月14日に公告した上、同年11月15日に開催された債権者集会において、振興銀行が提出した再生計画案に対して、同意する内容の議決権を行使した。そして、平成24年4月2日、振興銀行の再生計画に基づく第1回弁済が預金者代理人である預金保険機構に対してなされ、その後、弁済金を受領した預金保険機構は各預金者からの請求に基づき、弁済金の支払を進めた。

(10) 第二BBへの事業譲渡

a 第二BBへの事業譲渡

預金保険機構は、振興銀行の事業の最終受皿となる銀行を選定するため、最終受皿となる銀行を公募することとし、「最終受皿に求められる基本的な要件」を提示し、これに基づく受皿候補の募集（公募期間：平成23年3月11日～3月31日）と書類審査を行っていた。しかし、その決定と事業承継の実行にはなお時間を要する見通しであったため、承継銀行である第二BBに対して事業譲渡を行うこととし、同年4月1日、事業譲渡契約を締結し、同月25日これを振興銀行と第二BBとの間で実行した。

b 事業譲渡の諸準備

(a) 譲渡対象資産の選別（資産査定）

承継銀行には、破綻金融機関が保有する資産のうち健全な資産のみが承継されるべきであるから、破綻金融機関が承継銀行に譲渡する資産は、金融庁長官が、承継銀行の保有する資産として適当であると確認したものに限られる（適資産確認。預保法93条、139条）。

振興銀行の貸付金は、平成22年9月10日時点で貸付先数約4万6000件、貸付残高約4346億円、平成23年4月25日時点で貸付先数約2万9000件、貸付残高約3819億円であり、そのうち適資産として区分したものは同日時点で約1万1000件、貸付残高約363億円であった³⁶。そのほか振興銀行は、現預金約1500億円、有価証券、営業用動産・不動産、ソフトウェア等を適資産として区分し、同年3月15日、金融庁長官に対し適資産確認の申請を行い、同月31日、同確認を得た。

そして、銀行業務に関する契約関係については、破綻金融機関が締結していた契約すべ

てを承継するのではなく、以後の銀行業務に必要なものを適切に承継する必要があり、振興銀行の締結していた契約を洗い出し、承継対象となる契約を確定した。振興銀行は銀行業務を行うにあたり、基幹業務の業務委託契約、他の銀行との決済預金口座関連契約、店舗の賃貸借契約、リース契約等の諸契約を締結しており、そのうち第二BBにおける業務に必要な契約約二百数十件を承継させることとした。

(b) 譲渡価格の算出、資金援助申込みのための資産評価

事業譲渡の対価は継続企業価値を前提とする適正な価格によるところ、事業譲渡価格の算定は純資産方式を採用し、「事業譲渡実施日の譲渡資産評価額から譲渡負債（付保預金等）評価額及び本件事業譲渡に関して発生する所定の費用を控除した額」とした。このうち承継対象となる資産の評価は原則として時価（継続企業価値）によるところ、貸付金については、原則として金融検査マニュアルに従い資産査定を実施し、その結果をもとに従来金融機関の破綻処理に使用されてきた引当金控除方式³⁷によって算出した。なお、具体的な評価方法、評価額については、監査法人の審査を経ている。

また、事業譲渡契約締結日時点では、譲渡実行日現在の評価額を算定できないため、譲渡価格の算定は、過去のある時点の譲渡対象資産評価額から譲渡負債評価額等を控除して算定し、契約実行日までの価額の変動については事後的に価格調整をすることとし、調整後に最終的な譲渡価格を振興銀行および第二BBにおいて確認するという手法を採った。

(c) 再生法42条の許可

再生手続において、再生計画によらない事業譲渡は「事業の再生のために必要であると認める場合」に裁判所の許可を得て行うことになる（再生法42条1項）。この事業譲渡の必要性を判断する際には、譲受人の選定過程の公平さや譲渡代金、譲渡条件の相当性なども斟酌される³⁸。このため譲受人選定においては、入札を可能とする条件が整う場合には入札手続を導入することが望ましいとされているが、入札手続が不可欠というわけでない。ただ、入札手続を経ない場合でも譲受先の選定過程の公平さと譲渡価格の相当性の確保には十分配慮することが求められる³⁹。

この点、承継銀行は、早期に破綻金融機関の受皿となる金融機関が現れない場合に破綻金融機関の事業価値を維持するため、暫定的な救済金融機関として、破綻金融機関から事業を譲り受けるものであり、最終的な事業の譲受先（最終受皿金融機関）は、承継銀行から事業を譲り受けることが想定されているため、承継銀行は、他の事業譲受候補金融機関と競争関係に立つものではなく、承継銀行への事業譲渡時においては、譲受人の選定過程の公平さ等について判断することは困難である。

しかし、承継銀行への事業譲渡についても再生法42条1項が適用されるため、同項の要請をどのように実現するかが問題となった。この点、種々の考え方があり得るが、今回採られた手法は、最終受皿金融機関への事業承継（再承継）の際に、同法42条1項で求められる

要請を実現することとした。すなわち、最終受皿金融機関の選定過程を公平に行い、譲渡価格の相当性を確保しつつ、再承継の際に譲渡益が生じ、かつその譲渡益が再生債務者の元々の事業に起因するといえる場合には、同譲渡益は、債権者への弁済原資とすべきものであるから、同譲渡益を振興銀行を通じて再生債権者に還元するというものであった。

(d) 事業譲渡に必要な行政、司法手続

第二BBへの事業譲渡に関しては、適資産確認のほか、銀行法30条3項、再生法42条、同法43条の許認可が必要であり、さらに、預保法上の要請として、自己取引の承認（預保法84条）、預金保険機構からの資金援助に係る適格性の認定（預保法61条）が必要であった。これらについては所定の申請を行い、事業譲渡までに許認可等を得た。

(e) 債権者説明会

事業譲渡に先立ち、事業譲渡についての債権者説明会を平成23年4月11日に開催した。

c 事業譲渡の実行

(a) 資産（貸付金・担保）の移転手続

ア 指名債権譲渡手続

適資産の認定をされた貸付債権は約1万1000件あり、その数は膨大なものであった。銀行の事業譲渡においては、当該事業譲渡の公告により、民法上の指名債権譲渡手続が簡素化されており（銀行法36条2項）、振興銀行は、事業譲渡日である平成23年4月25日、同公告を行った⁴⁰。

なお、債権やその発生原因となる契約に譲渡禁止特約が付されている場合には、債務者の承諾の擬制や簡素化の規定がないから、私法上の原則どおり、契約の相手方の承諾が必要との理解のもと、相手方の承諾を得た⁴¹。

イ 根担保権の移転手続

上記の貸付債権には担保権が設定されていたが、根抵当権、根債権質権、根債権譲渡担保権、根動産譲渡担保権等の典型、非典型の根担保権が混在していた。根担保権付債権は、元本が確定しないと被担保債権の移転に根担保権が随伴しない。この点、根抵当権については預保法133条の規定により、同条1項所定の事項につき公告を行い、根抵当権設定者が異議を述べなければ、承継金融機関に移転することができることから、振興銀行および第二BBは連名で、平成23年4月8日、根抵当権譲渡の公告を行った⁴²、⁴³。

他方、根抵当権以外の根担保権については、預保法133条で直接規定していないため問題となった。これについては、①預保法133条を類推適用ないし準用して公告を行う方法、②民法398条の19第2項を類推適用ないし準用して、個別に元本確定させ、貸付債権に随伴させる方法、③元本確定を承諾により行い、あるいは民法398条の12第1項の類推適用ないし準用により、根抵当権設定者の承諾を得て移転をさせる方法が検討された。この点、救済

金融機関への事業譲渡後は引き続き銀行取引が継続するものであり、元本確定をさせることには合理性がなく、元本確定をさせずに救済金融機関に根担保権を移転することについて通常債務者は異議がないはずであり、さらに、個別に対応する事務コストは膨大なものとなることから、①の方法によることも検討されたが、あらゆる根担保権に、預保法133条を類推適用または準用できるのかについては疑義もあり、結論的には保守的に②の方法を中心としながら、一部の非典型の担保権については③の方法によった。

(b) 付保預金債務の承継手続

振興銀行から第二BBへの事業譲渡により、平成23年4月25日時点で存在していた付保預金（約2158億円）が第二BBに承継された。この付保預金の承継の性質は、免責的債務引受であり、本来債権者の承諾が必要であるが、預保法131条により債権者の承諾手続が簡素化されている。そこで、振興銀行は、同条に基づき、平成23年4月25日、「事業譲渡に伴う債権者異議申立ての公告」を行った。

d 事業譲渡時に行われる資金援助

(a) 資金援助制度

ア 救済金融機関への資金援助（預保法59条1項）

資金援助方式の場合、預金保険機構は、付保預金を引き受ける救済金融機関に対して、金銭の贈与等の資金援助を行う。

救済金融機関が譲り受けた事業の積極財産の価額が、その引き受けた付保預金等の債務の総額を下回る場合には、事業譲渡の時点で、救済金融機関が承継した事業は債務超過となってしまうので、この債務超過分を補填する金銭の贈与がその典型例である。

イ 破綻金融機関への衡平資金援助（預保法59条の2）

資金援助方式においては、破綻金融機関の事業の一部（適資産）と付保預金債務の全額とを額面にて救済金融機関に承継する。そのため、事業譲渡をした場合には、事業譲渡をしない場合と比べ、不適資産のみが破綻金融機関に残置される債権の引当てとなり、残置される債権に対する弁済率が事業譲渡前に比べて低下することがある。そのままでは、救済金融機関に対する事業譲渡が詐害性を帯びるため、事業譲渡による弁済率の低下分を、預金保険機構が破綻金融機関に資金援助（金銭贈与）をすることで補填することにより、詐害性を解消することができる。この資金援助（金銭贈与）を衡平資金援助という。

(b) 資金援助の実行

第二BBは平成23年4月8日に、金銭の贈与による資金援助の申込みを衡平資金援助の申込みと併せて行い（預保法59条、59条の2）、これを受けて、預金保険機構は同月15日、運営委員会を開催し、資金援助を実施する旨の議決を行った（預保法64条）。

運営委員会議決後、預金保険機構は、第二BBとの間で資金援助に関する契約を、振興銀

行との間で衡平資金援助に関する契約を、それぞれ締結し、契約の締結後、第二BBおよび振興銀行は、各資金援助契約書を金融庁長官に提出した。

事業譲渡実行日である同月25日、預金保険機構から第二BBに対し約1041億円の資金援助（金銭の贈与）が、振興銀行に対し約656億円の衡平資金援助（金銭の贈与）が、それぞれ実行された。

もっとも、同日時点の数値は事業譲渡実行日の数値を正確に表したものではないため、事業譲渡契約に定められた価格調整条項に基づき改めて資金援助額を確定し、同年9月27日、運営委員会においてこの調整後の金銭贈与額の議決がなされ、その後速やかに返還等が実行された。調整後の金額は第二BBに対する金銭贈与額が460億円（当初より581億円の減額）、振興銀行に対する金銭贈与額が751億円（当初より95億円の増額）となった。

(c) 承継銀行の経営管理の終了（第二BBからイオン銀行への再承継）

平成23年4月25日に事業譲渡を受けた第二BBは、預金保険機構の経営管理のもと（預保法94条）、資産の劣化防止および金融機能の維持に努めた。同年12月26日、最終受皿金融機関となった株式会社イオン銀行（以下「イオン銀行」という）に対し、預金保険機構から第二BBの全株式の譲渡が実行され、預金保険機構の経営管理が終了した。この株式譲渡は、預保法101条2項4号の「再承継」に該当するため、再承継を援助するための資金援助（資産の買取り）がなされ、株式譲渡に先立ち、「再承継を援助するために買取りの対象とすることが適当と認められる資産」について、預金保険機構から買取委託を受けた整理回収機構が第二BBから買取りを行った。

(11) 事業譲渡対象資産以外の資産処理（振興銀行の清算）

a 事業譲渡以外の資産譲渡の概要

(a) 振興銀行の資産の概要

第二BBへ譲渡されなかった振興銀行の資産（適資産確認を受けなかった資産。以下「不適資産」という）の処理は、原則として他に譲渡する方法が採られたが44、45、46、次に述べる事情への配慮を要した。

ア 引直し計算

振興銀行は、その破綻前、SFCG等の貸金業者から大量の貸付債権（貸金業法の適用があるもの）を購入していたが、これらについて、同行の破綻前には、いわゆる引直し計算が必ずしも行われていないという状態にあった⁴⁷。そのため、これら譲受債権の残高は、実際には減少している可能性があり、それが譲渡の障害となるため、引直し計算を要し、譲渡の可能な状態とするまでに相当の時間を要した。

イ 責任追及債権の存在を意識すること

振興銀行は、その破綻後、金融整理管財人たる預金保険機構の経営管理下におかれたものであるところ、金融整理管財人は、被管理金融機関の経営者等に対し、民事・刑事双方

の責任追及業務を行うべき義務を負う（預保法83条1項・2項）。振興銀行の破綻処理において、金融整理管財人たる預金保険機構は、同行の破綻につき、旧経営陣の責任を追及すべき義務を負っており、同行の旧経営陣等に対する民事上の損害賠償請求権⁴⁸の存在を意識し、これを譲渡対象とする必要があった（下記**b**参照）。

(b) 実際の譲渡状況

振興銀行において、不適資産は、①整理回収機構への売却、②株式譲渡後にイオン銀行の子会社となった第二BB（株式会社イオンコミュニティ銀行（当時。現在はイオン銀行に吸収合併されている））への売却、③入札による債権の外部への売却の3通りの方法で換価処分がなされた⁴⁹。結果として、振興銀行の保有する資産のかなりの部分を整理回収機構に売却することとなった。

b 整理回収機構への資産譲渡

(a) 整理回収機構の役割

振興銀行は、その保有する不適資産の多くを整理回収機構に売却した。

ア 整理回収機構による資産買取りは資金援助の1方法であること

預金保険機構は、破綻金融機関の事業を譲り受ける金融機関を援助するための資金援助をするにあたり、前述した金銭贈与の方法によるほか、破綻金融機関の保有する（不適）資産を買い取る方法によることもできる（預保法59条1項3号）。もっとも、破綻金融機関から買い取った資産（その多くは、貸付債権である）については、その回収が予定されているところ、債権の回収は、その業務を熟知した者が行うことが合理的である。したがって、実際の破綻金融機関の処理にあたっては、預金保険機構が自ら破綻金融機関の資産を買い取るのではなく、預金保険機構が整理回収機構へ買取りを委託し、これを受けた整理回収機構が破綻金融機関から資産を買い受けることになる（預保法附則8条1項2号、10条1項1号）。なお、資産買取りの資金は、預金保険機構が整理回収機構に貸し付けることができる（預保法附則11条1項）。

すなわち、整理回収機構による破綻金融機関の資産の買取りは、預金保険機構による資金援助の1方法として行われるものである。

イ 整理回収機構に譲渡した債権について預金保険機構による調査権が認められていること

預保法上、預金保険機構は、整理回収機構の整理回収業務の円滑な実施を確保するとともに、下記ウの利益納付を的確に行わせるため、整理回収機構が買い取った貸付債権等の債務者の財産が隠蔽されているおそれがあるものその他その債務者の財産の実態を解明することがとくに必要であると認められるものについて当該債務者の財産の調査を行うことができることとされ、併せて、預金保険機構には、罰則付きの立入調査権が付与されている（預保法附則7条1項5号、14条の2、24条2項2号～4号）。

上記の点にかんがみると、破綻金融機関の旧経営陣等に対する責任追及債権については、整理回収機構に譲渡し、預金保険機構の指導および助言（預保法附則7条1項3号）のもと、同社に回収をゆだねることが、それ以外の方法による行使および回収に比べて効果的であるといえる。そのため、責任追及債権およびこれに関連する貸付債権については、整理回収機構に売却することが適当である⁵⁰。

ウ 整理回収機構から預金保険機構への利益納付がなされること

整理回収機構は、預金保険機構との整理回収協定上、預金保険機構から委託を受けて買い取った資産について、整理回収業務を実施した結果、利益が生じたときは、同利益相当額を預金保険機構に納付する義務を負う（預保法附則8条1項2号の3）。

(b) 整理回収機構が買い取った振興銀行保有資産

振興銀行は、その保有する資産のうち、いわゆる責任追及債権およびこれに関連する貸付債権等を、4回に分けて整理回収機構へ売却した。

ここで、整理回収機構による資産買取りが、預金保険機構による資金援助の1方法であることは前述したとおりであるが、2度目以降の資産買取りは、預保法上の追加的資金援助（預保法69条）に当たる。追加的資金援助の要件は、①前に資金援助が行われていることおよび②必要があると認める場合であることの2つであり、要件②が専ら問題となるが、本件においては、整理回収機構において多数の小口債権を買い取るために、所用の回収態勢整備やシステム構築の必要があった上、振興銀行において整理回収機構に引き渡すべき契約書類等がきわめて多数にわたったという事情があったことから、事業譲渡の行われた平成23年4月時点で、整理回収機構への資産譲渡をすべて行うことは困難であり、準備の整ったものを順次複数回に分けて譲渡する必要性が認められたものである。

(c) 資産の評価方法

振興銀行が整理回収機構に売却した資産の評価方法は、第二BBへの事業譲渡の場合と同様、引当金控除方式によった。整理回収機構との相対取引であり、入札等は実施していない。

(d) 「回収益還元スキーム」の構築

整理回収機構への資産譲渡は、預保法上は破綻金融機関に対する資金援助の一環であるが、再生法上は再生債務者による財産の処分にあたる。また、再生債務者による財産の処分については、平成22年9月10日発令の監督命令により監督委員の同意事項とされていた（再生法54条2項。ただし、再生計画認可決定の時まで）。ここで、整理回収機構への資産譲渡は相対取引であり、入札等は実施していないため、整理回収機構への譲渡が入札を実施した場合に比して、再生債権者にとって不利にならないようにするとともに、整理回収機構による回収益により、非付保預金への弁済額を最大限確保できるようにするため、将

来的にその回収益を同行を通じて再生債権者に還元することが可能となる旨のスキームを構築し（回収益還元スキーム）、整理回収機構への資産譲渡について監督委員の同意を得た。同スキームの内容は次のとおりである。

すなわち、前述のとおり、もともと整理回収機構から預金保険機構への利益納付が予定されていることを踏まえ、整理回収機構が買取資産の回収益として平成26年3月末日までに預金保険機構に納付した額およびその時点における譲渡対象資産を再評価した額の合計額が、譲渡対象資産の取得原価相当額を上回ったときは、その上回った額を回収益として所定の方法により計算した額を、預金保険機構が振興銀行に対し追加的衡平資金援助⁵¹（預金保険法69条4項、59条の2）として金銭贈与を行った上で、振興銀行が追加弁済を行うことにより再生債権者に還元する方法によることとした。例えば責任追及債権は、整理回収機構への売却時点では抽象的な権利として低廉な価格で売却せざるを得ないことが多いが、その後、具体的に訴訟提起、回収等を行うことにより、多額の回収益を生ずることもあり得る。そのような場合、当該回収益を再生債務者に戻し、再生債務者による自主回収と実質的に近い形を実現しようというものである（むろん、責任追及債権以外についても同様である）。

なお、仮に整理回収機構に損失が生じた場合には、預金保険機構による損失補填が実施されるが（預保法附則10条の2）、再生債権者に損失負担は求めない。

c 最終受皿への資産売却

最終受皿となる金融機関が預金保険機構から株式を譲り受けることによって、最終受皿金融機関の子会社となった第二BBに対しても不適資産の譲渡が行われた。

不適資産の一部を第二BBに譲渡するにあたり、同社が承継銀行（預金保険機構の子会社）である間は、不適資産を譲り受けることができないと解されるため（預保法93条1項）、第二BBの株式譲渡実行後に不適資産の一部が譲渡された。

d 入札による債権の外部への売却

振興銀行が貸付債権を処分する方法の1つとして、入札による債権の外部への売却という方法が採られている。

これは振興銀行が保有する債権のうち、受皿金融機関へ譲渡できなかった債権で市場による売却になじむ債権（すなわち、整理回収機構による回収を行ってもコスト面から十分な成果を得られる見込みがない債権や、係争中等であって、債権の性質上、整理回収機構へ譲渡すべき債権⁵²を除く債権）について、外部投資家による落札という手続を行って処分するものであり、その目的は振興銀行が保有する貸付債権を適正な価格によって換価・処分することにあった。結論として、約3000先、額面約62億円の債権が本件入札による売却手続により換価・処分された⁵³。

3. おわりに

本文中であまり触れられなかったが、振興銀行の再生手続については、平成23年11月15日に再生計画の認可決定を受け、同年12月14日に同決定が確定し、再生計画に基づき第1回弁済（弁済率39%）がなされた。このように振興銀行においては預金保護手続とともに再生手続も順調に進行している。振興銀行の預金保護手続、再生手続等の破綻処理が円滑に進んだことについては、各方面の御理解と御協力によるものが大きく、あらためて感謝の意を表するとともに、今後も従前のスタンスを保ちつつ、さらなる改善を図ることにより、適正かつ迅速な破綻処理スキームの構築を目指していきたいと考えている。

注

- 1 平成8年6月の預保法改正により全額保護の特例措置が実施されるまでの間も定額保護であったが、救済合併等により「事実上の全額保護」が図られていた。
- 2 決済用預金以外の預金等で外貨預金その他政令（預保法施行令3条）で定める預金等を除いたものをいう（預保法51条1項）。また、一般預金等のうち他人名義等のものも除かれる（同法54条1項、同法施行令6条）。
- 3 決済サービスを提供できること、要求払い、無利息という3つの要件を充たす預金で外貨預金その他政令（預保法施行令3条の2）で定める預金を除いたものをいい（預保法51条の2第1項）、当座預金、無利息の普通預金等がこれに当たる。なお、決済用預金のうち他人名義等のもの等は除かれる（同法54条の2第1項、同法施行令7条）。
- 4 このほかに、支払対象決済用預金の払戻しを行う場合に消滅しない決済債務（特定決済債務）も保護の対象となるが（預保法69条の2）、必要ないため、説明を割愛する。
- 5 保護の対象となる預金について、一般預金等は「支払対象一般預金等」（預保法54条）、決済用預金は「支払対象決済用預金」（同法54条の2）という。
- 6 預保法54条2項。例えば1人の預金者が破綻した金融機関に対して500万円、600万円の2口の定期預金を有する場合、合計した元本は1100万円となるので、1000万円が付保預金、100万円が非付保預金となる。なお、同一の預金者が一般預金等の口座を複数有しており、かつ、その元本が1000万円を超える場合には、次の順位により付保預金を特定する。①担保権の目的となっていないもの、②弁済期（満期）の早いもの、③弁済期（満期）が同じ預金等が複数ある場合は、金利の低いもの、④金利が同じ預金等が複数ある場合等は、預金保険機構が指定するもの、⑤担保権の目的となっているものが複数ある場合は、預金保険機構が指定するもの。
- 7 保険事故は預保法49条2項各号に規定されており、金融機関の預金等の払戻しの停止（1号）、金融機関の営業免許の取消し等（2号）をいう。
- 8 預保法は、破綻時に名寄せをスムーズに行うことができるよう、金融機関に対し、名寄せに必要な預金者データを整備するとともにそのデータを預金保険機構に迅速に引き継ぐためのシステム対応を図ることを義務付けている（預保法55条の2）。さらに金融機関は保険事故に対処するために必要な措置の円滑な実施の確保を図るため、電子情報処理組織の整備等の措置を講ずることが義務付けられている（同法58条の3）。
- 9 平成11年12月21日付金融審議会「特例措置終了後の預金保険制度及び金融機関の破綻処理のあり方について」参照。
- 10 西謙二＝中山孝雄編『破産・民事再生の実務[新版](下)』7頁（金融財政事情研究会、2008年）参照。
- 11 西岡清一郎ほか編『会社更生の実務(上)』8頁（金融財政事情研究会、2005年）参照。
- 12 近年は、DIP型会社更生の運用も定着してきたようであり（更生法67条3項。西岡ほか編・前掲注11・305頁）、預金保険機構が金融整理管財人と管財人とを兼任することができればよいが、それが保障されていない現時点においては、なお検討が必要である。
- 13 詳細は、古井俊之「一部定額保護下における金融機関の金月処理スキーム」週刊金融財政事情2004年6月28日号35頁以下参照。
- 14 佐々木宗啓編著『逐条解説預金保険法の運用』31、111頁以下（金融財政事情研究会、2003年）参照。

- 15 承継銀行への事業譲渡の時期は、当該金融機関の規模や資産状況等にもよるが、破綻からおよそ6カ月後が目安となる。
- 16 預保法上の「事業譲渡」とは付保預金の承継を伴うものをいう(預保法59条2項3号、佐々木編著・前掲注14・224頁)。
- 17 加えて、保険事故日の翌日以降の利息を保護しないこととした場合、救済金融機関に付保預金を移転するにあたって、利息を破綻前、事業譲渡前、事業譲渡後に区分するため、相応のシステム改変費用が発生する。
- 18 佐々木編著・前掲注14・254頁参照。
- 19 東京都千代田区神田司町の本店のほか、札幌、仙台、大宮、千葉、新宿、新橋、高田馬場、横浜、名古屋、新潟、梅田、神戸、岡山、福岡、松山の合計16店。
- 20 資金援助の可否に関する判断は資金援助の申込み後に行われるため(預保法64条1項)、保険金不払決定は資金援助が可能なことを確定させるものではない。
- 21 佐々木編著・前掲注14・362頁参照。
- 22 振興銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までである(銀行法17条参照)。
- 23 この場合、当該預金は基本的には後述の機構代理債権でなく預金者自ら債権届出を行うことが必要と思われる。
- 24 もっとも、再生法40条1項について、「再生債権に関する再生債務者の当事者適格自体には変動がないが、中断するのは、再生債権の確定のために特別の手續が設けられているためである」(伊藤眞『破産法・民事再生法[第2版]』688頁(有斐閣、2009年))とされていること、付保預金については再生手續開始決定後であっても払戻しが可能であることから(更生特例法473条1項)、付保預金のみ訴訟であれば、再生手續開始によっても中断しないという解釈もあり得るとされる。
- 25 付保預金である以上、救済金融機関(または承継銀行)へ移転していると解される(佐々木編著・前掲注14・228頁は、「付保預金のすべてを移転させることの要否という問題がある。例えば、係争中の預金等といったものを破綻金融機関に残してよいかである。…条文文言に照らし、すべての付保預金を移転する必要があると解するのが正当であろう」としている)。
- 26 なお、当該破綻金融機関に対し、融資債務等を有している預金者等については、倒産手続下においても一定の要件のもとで預金者等からの意思表示による相殺が可能であり、早期の預金等債権の回収手段として位置付けられる。預金者からの相殺については、<http://www.dic.go.jp/shikumi/kaisetsu/kaisetsu4-2.html>も参照されたい。
- 27 制度の概要は、<http://www.dic.go.jp/shikumi/kaisetsu/kaisetsu4-3.html>も参照されたい。
- 28 保護の対象となる預金に外貨預金を加えたものをいう(預保法70条1項、同法施行令15条)。このため、付保預金も含まれ得るが、付保預金は全額が保護の対象になるため、買取りは非付保預金と外貨預金を対象としている。
- 29 精算払請求権は、実質的には預金者等の不当利得返還請求権と考えられているが、他面、概算払額が回収額を上回った場合において、預金保険機構が当該差額について預金者に返還を求めることはなく、預金保険機構の負担に帰する。
- 30 手續の概要については、<http://www.dic.go.jp/shikumi/kaisetsu/kaisetsu4-3.html>も参照されたい。

- 31 預保法定附則17条では、平成14年3月31日までに実施することができる制度として、概算払率を100%とする「預金等債権の買取りの特例」制度が定められているが、いわゆる平成金融危機当時の全負債保護下での金融機関破綻処理においても、本条による概算払が実施されることはなかった。
- 32 全体で預金者数12万6779人、預金元本合計約5820億円。
- 33 預金保険機構は買い取った預金等債権について裁判所に債権届出をする(再生法94条1項)。
- 34 再生計画案提出時点(平成23年7月27日)においては27%としていたが、同年10月25日、39%に変更する旨の許可申請をし、許可を得た上で再生計画案が可決され、裁判所の認可決定を得た。
- 35 なお、満期到来前の定期預金についても、多くの金融機関において、預金規定上、預金者からの相殺を可能とする手当てがなされている。
- 36 平成23年12月6日預金保険機構「日本振興銀行が保有する資産の買取り等について」(<http://www.dic.go.jp/shinko/shikinenjo/enjo4.html>)。平成23年4月25日時点の貸付先数・貸付残高は、事業譲渡後の精査後の数値である。また、平成22年9月10日時点から減少しているのは、返済、相殺および貸付金の利息制限法による引直し計算の結果である。
- 37 担保によって保全されている債権部分とそれ以外の部分とを区別し、前者部分については全額の回収見込みがあるとしてその金額を債権評価額とし、後者の部分についてはその回収見込み等を勘案した一定の割合を乗じて計算された貸倒引当金・債権等譲渡損失引当金の額を控除した額をもって債権評価額とするもの。正常先債権には、損失を見込まず額面価格とし、要注意先債権については、担保不保全分の半分をロスと見込み、破綻懸念先債権、実質破綻先債権および破綻先債権については、担保不保全分の全部をロスと見込む。
- 38 東京高決平16.6.17(金判1195号10頁)。
- 39 オロ千晴=伊藤眞監修『新注積民事再生法[第2版](上)』228頁(金融財政事情研究会、2010年)、西=中山編・前掲注10・129頁。
- 40 平成23年4月25日付振興銀行「事業譲渡に伴う債権者異議申立ての公告」(<http://www.shinkobank.co.jp/info/pdf/press110425.pdf>)参照。
- 41 佐々木編著・前掲注14・483頁参照。
- 42 http://www.shinkobank.co.jp/info/pdf/press110408_3.pdf
- 43 なお、振興銀行においては、根抵当権が設定されているもののその設定登記がなされず、仮登記のみがなされているという例が非常に多く見られたが、これについても預保法133条の適用があると解すべきであり、実際にそのように処理した。
- 44 振興銀行の保有していた債権は、大別すると①振興銀行が自ら顧客に貸し付けて取得したプロパーの貸付債権(以下「プロパー債権」という)、②貸金業者からの譲受債権(本文a(a)ア参照)に分けられる。
- 45 貸付先数約4万6000先、貸付残高4346億円(平成22年9月10日基準)。
- 46 なお、振興銀行は、貸付債権以外にも、不動産や動産(美術品等)、株式(上場、非上場)等の資産を有していたが、これらの処分方法については通常の倒産手続における処理と大きく変わるところはないため、説明は割愛する。以下、本文で「資産」という場合、貸付債権を指すものとする。
- 47 なお、振興銀行は、債権の買取り後、当該譲受債権の適用利率を制限利率まで引き下げていた。よって、問題となるのは、振興銀行による買取り時の残高が(買取り前からの引直し計算の結果)同行の把握していたものより

も少額であったか譲渡時点で既に残高がマイナス(過払い状態)であったため、後の回収行為によって同行把握の債権残高より少額の残高となる場合やさらに進んで不当利得返還債務が発生する場合である。

48 会社法423条1項に基づく、株式会社の取締役に対する損害賠償請求権等。

49 詳細は、預金保険機構・前掲注36を参照されたい。

50 整理回収機構による、破綻金融機関の旧経営陣等の責任追及の実績等については、同社のホームページ(<http://www.kaisyukikou.co.jp/>)を参照されたい。

51 追加的資金援助(衡平資金援助を含む)が可能であることは前記(b)のとおりである。振興銀行に対する追加的衡平資金援助は、①未確定再生債権等が満額確定した場合に必要な金額、②回収益還元スキームにより回収益が最大限上がった場合に必要となる金額につき、それぞれ、将来的に金銭贈与が可能となるように措置したものである。

52 詳細については、前記b参照

53 預金保険機構・前掲注36参照。